

山村学園短期大学公的研究費の適正管理等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公的研究費の管理・運営について必要な事項を定めることにより、山村学園短期大学（以下、「本学」という。）又は本学に所属する教職員が研究費の管理及び運営を適正に行うことを目的とする。

同時に、本学における研究活動上の不正行為の防止及び不正行為が生じた場合における適正な対応について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 公的研究費とは、文部科学省又は文部科学省が所管する独立行政法人から配分される競争的資金を中心とした公募型の研究資金をいう。

2 研究活動上の不正行為とは、故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる、捏造、改ざん、盗用等をいい、また、これら以外の研究活動上の不適切な行為であって、社会通念に照らして研究者倫理からの逸脱の程度が甚だしいものをいう。

(適用範囲)

第3条 公的研究費について、文部科学省又は文部科学省が所管する独立行政法人に別途定めがある場合にはそれによるものとする。

(本学の責務)

第4条 本学は、本学又は本学に所属する教職員が公的研究費の交付を受けて研究を行う場合、法令及び学内規程等に従って大学としての公的研究費の管理・運営を行う責任を果たすものとする。

(教職員の責任)

第5条 教職員は、公的研究費による学術研究が社会から負託された公共的、公益的な知的生産活動であることを念頭において本規程を遵守するとともに、公的研究費の使用に関して、公正かつ効率的な使用に努めなくてはならない。

2 配分を受ける教職員は公的研究費の管理・運営に関する責任を果たすことを、文書により誓約しなければならない。

3 教職員は、研究活動上の不正行為やその他の不適切な行為を行ってはならず、また、他者による不正行為の防止に努めなければならない。

4 教職員は、研究者倫理及び研究活動に係る法令等に関する研修等を受講しなければならない。

5 教職員は、研究活動の正当性の証明手段を確保するとともに、第三者による検証可能性を担保するため、研究データその他の資料等を一定期間適切に保存・管理し、開示の必要性及び相当性が認められる場合には、これを開示しなければならない。

(最高管理責任者)

第6条 理事長は本学の公的研究費に関する管理・運営について、最高管理責任者として総括する。同時に、研究倫理の向上及び不正行為の防止等に関し、法人全体を統括する権限と責任を有する者として、公正な研究活動を推進するために適切な措置を講じるものとする。

2 最高管理責任者は、公的研究費の管理・運営に関する計画の策定及び推進並びに進捗管理及び報告について全責任を負うものとする。

(統括管理責任者)

第7条 学長は、本学の公的研究費に関する管理・運営について、統括管理責任者として最高管理責任者を補佐する。同時に、本学における研究倫理の向上及び不正行為の防止等に関する責任者として、公正な研究活動を推進するための適切な措置を講じ、教職員に対し研究者倫理に関する教育を定期的に行わなければならない。

2 統括管理責任者は、公的研究費の管理・運営を統括するとともに、学内の公的研究費の運営管理が正確に処理されるよう努めなければならない。

3 統括管理責任者は、公的研究費の管理事務の内、特に重要な事項については事前に最高管理責任者と相談し、同意を得るものとする。

(相談窓口)

第8条 学内外からの公的研究費の管理・運営に関する相談窓口を、本学事務局に置く。

2 教職員から公的研究費の管理・運営に関して相談を受けた場合、事務局担当者(事務局長)は法人本部長及び学長と連携して、速やかに対処しなければならない。

(不正の防止に対する責任)

第9条 最高管理責任者は、本学における公的研究費の管理・運営に係る不正の発生の防止に努めなければならない。

2 統括管理責任者は、本学における公的研究費の管理・運営に係る不正の要因を把握・分析し、不正防止計画を策定・推進するとともに、不正防止計画の進捗状況を適宜最高管理責任者に報告しなければならない。

(適正な管理・運営の基盤となる環境の整備)

第10条 最高管理責任者は本学における公的研究費の不正を誘発する要因の把握に努めると共に、公的研究費の不正使用が発生する可能性が常にあるとの認識に立って、十分な不正防止機能を備えた体制の確立並びに不正を抑制する環境の整備を図るものとする。

2 最高管理責任者は、発注・検収業務について当事者以外によるチェック体制を確立し、有効に機能するシステムを構築するものとする。

(通報窓口)

第11条 公的研究費の不正使用及び研究活動上の不正行為等の疑いが生じた場合の通報窓口は、「学校法人山村学園公益通報等に関する規程」(以下「公益通報規程」という。)第2条に定める法人本部内のコンプライアンス窓口とする。

2 通報の取扱いについては、本規程に定めた事項を除き、公益通報規程に定めるところによる。

(監査)

第12条 統括管理責任者は、最高管理責任者と協議し、研究費の適正な管理・運営のため、定期的又は臨時に監査を行うものとする。

2 最高管理責任者は、前項の監査を行うに当たって、理事会役員から監査担当者を任命する。

3 監査担当者は、監査の結果を最高管理責任者及び統括管理責任者に報告しなければならない。

4 最高管理責任者及び統括管理責任者は、監査の結果、改善等が必要であると認められた事項について、速やかに、有効かつ具体的な措置を講ずるものとする。

(調査)

第13条 公的研究費の不正使用及び研究活動上の不正行為に関して疑が生じた場合は、第12条により必要と認められた場合には法人本部が調査委員会(本学及び告発者、被告発者と直接の利害関係を有しない者、弁護士、公認会計士等で構成)を設置し、告発等の受付から起算して30日以内に調査を実施する。

2 調査委員会は、不正の有無及び不正の内容、関与した者及びその関与の程度、不正使用の相当額等について認定する。

3 統括管理責任者は、必要に応じて、調査対象となっている者に対し、調査対象制度の研究費の使用停止を命ずる。

4 法人本部長は調査結果を理事長へ報告しなければならない。

(配分機関等への報告及び調査への協力)

第14条 調査委員会は調査の実施に際し、調査方針、調査対象及び方法等について配分機関及び文部科学省に報告し、協議する。不正の事実が一部でも確認された場合には、調査の過程であっても速やかに認定し、配分機関及び文部科学省に報告するものとする。

2 告発等の受付から210日以内に、調査結果、不正発生要因、不正に関与した者が関わる他の競争的資金等における管理・監査体制の状況、再発防止計画等を含む最終報告書を配分機関及び文部科学省に提出する。期限までに調査が完了しない場合であっても、配分機関及び文部科学省の求めに応じ、調査の進捗状況報告及び中間報告を提出するものとする。

3 正当な事由がある場合を除き、当該事案に係る資料の提出又は閲覧、現地調査に応じるものとする。

(不服申立て)

第15条 統括管理責任者は、被告発者から不服申立てがあったときは告発者に対して通知し、告発者から不服申立てがあったときは被告発者に対して通知するものとする。また、その事案に係る配分機関及び文部科学省に通知する。不服申立ての却下又は再調査開始の決定をしたときも同様とする。

(再調査)

第16条 前条に基づく不服申立てについて、再調査を実施する決定をした場合には、調査委員会は、不服申立人に対し、先の調査結果を覆すに足るものと不服申立人が思料する資料の提出を求め、その他当該事案の速やかな解決に向けて、再調査に協力することを求めるものとする。

2 調査委員会は、再調査を開始した場合には、その開始の日から起算して50日以内に、先の調査結果を覆すか否かを決定し、その結果を直ちに統括管理責任者に報告するものとする。ただし50日以内に調査結果を覆すか否かの決定ができない合理的な理由がある場合は、その理由及び決定予定日を付して統括管理責任者に申し出て、その承認を得るものとする。

3 統括管理責任者は、前項の報告に基づき、速やかに、再調査手続の結果を告発者、被告発者及び被告発者以外で研究活動上の不正行為に関与したと認定された者に通知するものとする。被告発者が本学以外の機関に所属している場合は、その所属機関にも通知する。また、当該事案に係る配分機関及び文部科学省に報告する。

(調査結果の公表)

第17条 統括管理責任者は、研究活動上の不正行為が行われたとの認定がなされた場合には、速やかに、調査結果を公表するものとする。

2 前項の公表における公表内容は、研究活動上の不正行為に関与した者の氏名・所属、研究活動上の不正行為の内容、本学が公表時までに行った措置の内容、調査委員会委員の氏名・所属、調査の方法・手順等を含むものとする。

(内部監査)

第18条 公的研究費の管理・運営及び研究活動上の不正行為に関する監査は、別に定める規程に基づいて行うものとする。

(懲戒処分)

第19条 公的研究費の不正使用及び研究活動上の不正行為に関与した教職員については、教職員就業規則に則り、懲戒処分を行う。

(不正を行った業者への対応)

第20条 公的研究費の不正使用及び研究活動上の不正行為に関与した業者については、取引停止等の処分を行う。

(研修等)

第21条 統括管理責任者は、研究者等に対し、その責務の重要性を認識させ、意識の向上を図るとともに、公的研究費の不正使用等研究活動における不正行為を防止するため、必要な研修等を行うものとする。

(事務)

第22条 この規程に関する事務は、本学事務局が行う。

(規則の改廃)

第23条 この規程の改廃は、学長の意見を聴取して理事長が決定する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

この規程は、平成26年11月6日から施行する。

この規程は、平成27年12月3日から施行する。